

◆就学援助の内容(令和8年度の予定金額です)

費目	小学校		中学校	
	学年	支給額	学年	支給額
学校給食費(注1)	全学年	各学年の月額給食費を上限とした実費額	全学年	各学年の月額給食費を上限とした実費額
※修学旅行費	6年	実費額(上限あり)	9年	実費額(上限あり)
支度金	6年	2,400円/年	9年	3,980円/年
※移動教室費	5年 (又は特別支援学級6年)	実費額(上限あり)	7年又は8年	実費額(上限あり)
※学校行事費	全学年	830円～4,400円/年	全学年	3,140円～6,600円/年
※宿泊施設費	実施学年	実費額(上限あり)	7年又は8年	実費額(上限あり)
学用品費	全学年	14,760円～18,480円/年	全学年	29,520円～33,240円/年
オンライン学習通信費	全学年	12,000円/年	全学年	12,000円/年
入学準備金(注2)	1年	57,060円/年	7年	63,000円/年
通学費(注3)	全学年	実費額	全学年	実費額
体育実技用具費(注4)			全学年	実費額(上限あり)
※卒業アルバム購入費	6年	11,000円/年	9年	8,800円/年

(注1) 給食費無償化制度の対象の方は支給されません。

(注2) 小・中学校の入学準備金は小学校入学前・小学校6年生時に受給された方を除きます。

(注3) 特別支援学級在籍者・通級者、日本語学級・日本語学習初期支援クラス通級者のみ支給。最も経済的な方法による運賃となります。

(注4) 中学校のみ。体育の授業で用具を購入した方に支給します。対象者は学校が学務課へ報告しますので、個人で購入した場合は領収書を学校へ提示し、金額を伝えて下さい。

(注5) 生活保護を受けている方には、生活保護で対象にならない経費(※印の費目)を援助します。

◆所得基準額例

世帯員	家族構成例	所得基準額(概算)	
2人	親1人、子(1年生)	約287万円	家族構成や年齢により金額は異なりますので、目安とと考えてください。 申請前は、お電話いただいても具体的な基準額は回答できません。
3人	両親、子(1年生)	約358万円	
4人	両親、子2人(3年生、7年生)	約432万円	
5人	両親、子3人(就学前児童、5年生、9年生)	約459万円	
6人	両親、子4人(就学前児童、就学前児童、5年生、7年生)	約487万円	

・所得基準額は、世帯全員の所得額の合計です。(所得額とは給与所得者であれば源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者は年間収入額から必要経費を差し引いた金額です。)

・譲渡損失繰越控除制度(一定の住宅用資産を売り、損失が生じた場合、その年の他の所得から控除(損益通算)し、損失が残る場合以後3年間にわたり他の所得から控除(繰越控除)する制度)対象者については、この控除を行う前の金額で所得判定を行います。

・就学援助費は、当該年度の申請があった月から支給されます。前年度以前にさかのぼることはできません。

・就学援助を申請し否決になった方で、経営している会社の倒産、会社都合による解雇、病気で働けなくなったなど、収入が激減する特段のご事情がある場合は学務課学事係(電話番号:3579-2611)にご相談ください。

・板橋区外の全寮制中学校・高校に在学しているなどのご事情により、扶養しているお子様が板橋区外に住民票を登録している場合、ご希望があれば就学援助の世帯に含めて判定することも可能です。ご希望がある場合は学務課学事係(電話番号:03-3579-2611)にご相談ください。

認定になりますと上記費目が支給されますが、**学校納付金が免除になるわけではありません。**学校から納付金の指示があった場合は必ず遅れずに納めてください。また学務課から振り込む援助費の額は保護者の方が納めた学校納付金の額と必ずしも同額ではありません。